

令和5年度第4回 遠野市上下水道事業審議会

日時 令和6年1月23日（火） 午後1時30分から

場所 遠野市役所本庁舎3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 審議会会長あいさつ

4 審 議

答申書の最終確認

5 答申書の手交

6 報 告

遠野市下水道事業経営戦略の改定について（概要）

7 その他

8 閉 会

遠野市上下水道事業審議会 委員名簿

(任期 令和4年10月6日から令和6年3月31日まで)

職名	氏名	委員の区分	備考
会長	きくち あきとし 菊池 明敏	識見を有する者	総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー
副会長	たちばな ひさし 立花 恒	農業集落排水施設 使用者	飯豊健友会からの推薦
委員	にった れいこ 新田 玲子	水道使用者	附馬牛町地域づくり協議会からの推薦
委員	やまかげ かずこ 山蔭 和子	水道使用者	鱒沢地域づくり会議からの推薦
委員	まつだ かつゆき 松田 克之	公共下水道使用者	遠野町まちづくり協議会からの推薦
委員	きくち ひろし 菊池 宏	公共下水道使用者	松崎町未来づくり協議会からの推薦
委員	ちば こうぞう 千葉 孝造	特定環境保全 公共下水道使用者	宮守銀河まちづくり協議会からの推薦
委員	きくち ただし 菊池 正	農業集落排水施設 使用者	綾織地区農業集落排水組合からの推薦
委員	いが ひろと 伊賀 浩人	公募委員 (公共下水道使用者)	公募への応募

遠野市上下水道事業審議会条例

令和4年3月14日

遠野市条例第5号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の効果的かつ効率的な運営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、遠野市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道事業 遠野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年遠野市条例第147号）第1条第1項の水道事業をいう。
- (2) 下水道事業 遠野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第1条第2項の公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。
- (3) 水道料金 遠野市水道事業給水条例（平成17年遠野市条例第149号）第25条第1項の水道料金をいう。
- (4) 下水道使用料 遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号）第21条第1項の使用料及び遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号）第13条第1項の使用料をいう。

(所掌事項)

第3条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次の事項について調査し、及び審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の運営に係る重要事項に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 水道の利用者
- (3) 公共下水道の利用者
- (4) 農業集落排水施設の利用者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集する審議会及び委員の任期満了後最初に招集する審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。